

## 制度としての無責任

石井 龍一\*

### Institutional Irresponsibility

Ryuichi ISHII

#### 要 旨

会社法などの規範に服する個人、団体については、責任と制度の関係は、一義的に整備されてきた。これに対し、政治制度と政治家の責任については、ヨーロッパ連合（EU）などでの制度的創設においても、形成途上にあり、広く政治学の関心対象でもある。かかる責任の性格について、若干の考察を試みた。

キーワード：政治制度、無責任、アカウントビリティ、制度的創設、マディソンの民主主義

#### 一. はじめに

一般的に「あの人は無責任だ」と言う場合と「あの政治家は無責任だ」と言う場合とでは、どこが違うだろうか。勿論、政治家の代わりに、責任のある個人や団体をあてはめてもよい。どこが違うのかを考える場合（或いは、違わないという結論でも良い訳だが）。少なくとも次の二つの点を対象とする必要があるだろう。第一に、責任とは何か。そして、「あの人は無責任だ」と言う場合の責任と「あの政治家は無責任だ」という場合の責任は、意味合いを区別できるのか、更に、その結果どうなるのかという点に関心が向く。第二に、政治家の場合は政治的な制度（以下、政治制度と簡略化し、議会制民主主義などを意味するものとする）との関連で「責任」が考えられるが、それ以外の責任のある個人、団体（例えば、株式会社、NGO等）は、通常、政治制度に服する訳ではない。同時に、政治制度と他の制度上の責任では、違いがあるはずで

---

\*教授 国際政治・経済学

ある<sup>(1)</sup>。それでは、それは、何かという問題である。この第二の問題については、責任のある個人なり団体が、商法や民法などの進んだ法体系に服し、制度上の「責任」が定義できる場合<sup>(2)</sup>と、非営利団体（NPO など）の様に、その定義が議論されている過程<sup>(3)</sup>にある場合には、更に、責任の性質、程度が分岐していく。これに対して、政治制度上の「責任」については、その政治制度が何を目的とし、誰のどの様な利益を図るためにあるか、という解釈と表裏一体となっている。つまり、商法や民法などの法体系に服する個人や法人の負う責任に比較すると、責任が一義的でもなく、明確にもならない。このため、政治制度上の責任の問題を考えることは、今日的な政治学の課題ともなっている<sup>(4)</sup>。

他方、右の第一の点、つまり「責任」とは、に関するいわば定義について、英・米の研究者<sup>(5)</sup>は、次のように提起している。

責任には、レスポンスビリティ（RESPONSIBILITY）とアカウントビリティ（ACCOUNTABILITY）があるが、この様な用語上の区別が行われていない外国ないし外国語も多い<sup>(6)</sup>（日本語の場合も、責任という用語で多義的に意味合いをもたせているようにみられる。そして、この様な多義性に起因する不明確性について、以下拙論で多少言及する。）。いずれにしても、アカウントビリティは、ある行為ないし作為（又は、不作為）によってある結果が発生する、その結果に対する具体的な責任を意味する。これに対して、レスポンスビリティは、広義の意味合いであり、原因と結果の因果関係上、原因であること、或いは、そのことについて道義的な責任があることを意味する。従って、アカウントビリティを説明責任と限定するのではなく、責任の追及（制裁なども含めて）も含む一連の義務的な体系を指す、との立場である<sup>(7)</sup>。

だが、政治制度上の責任については、責任そのものが、既に述べたとおり、一義的でもなく、明確でもない。その背景には、政治制度は、「制度としての無責任」をあらかじめ許容なり織り込んでいるとみられる面があること、具体的には、政治家のアカウントビリティについて、その「責任の阻却」<sup>(8)</sup>を解釈にゆだねている面が多い<sup>(9)</sup>、と考えられる。

なお、冒頭で述べた「ある人の責任」であれ、「政治家の責任」であれ、刑事上の責任（刑法等の規範に反する場合）については、それぞれ一義的な責任が対置されるので、「制度としての無責任」をここでは、捨象したい。

拙論においては、右に述べた諸点につき、若干の考察を試みることにした。

## 二. 本論

### (一) 政治制度と責任

(イ) ある政治制度において「政治家の責任」をどの様に、或いは、どの程度（殆どゼロの場合もあろう）<sup>(10)</sup> 折り込み、制度化しているのか。この点は、その政治制度の成り立ちや特色を反映するものとみることができよう<sup>(11)</sup>。なぜなら、政治制度が歴史的な経緯の中で、必然性に左右されて成立したと考えるか<sup>(12)</sup>、又は、そうした面は否定できないものの、政治勢力なり主権者なりによって一定の「選択」が行われた結果と考えるか<sup>(13)</sup>、によって大きく異なるからである。つまり、前者の傾向が強ければ強いほど、「政治家の責任」がその政治制度の中に織り込まれているかどうか不確定であるのに対し、後者の傾向が強ければ強いほど、その保証は強まる。後者の極端な例として、民主主義の原型と言えるかどうかは議論があるにしても<sup>(14)</sup>、紀元前五世紀の古代アテネは、種々の変遷を経つつ、主として「政治家の責任」を制度化するとの観点から、その民主主義を「選択」した、とされる<sup>(15)</sup>。その「選択」によって政治家の責任を最もラディカルに<sup>(16)</sup> 明確にした政治制度を成立させた、とも言える。このような古典的な例は別としても、この種の観点から、注目されるのは<sup>(17)</sup>、ヨーロッパ連合（EU）の制度的創設である。広域的な、いわゆる超国家を制度化していくにあたり、意思決定に係わる民主主義をいかに確保するかが、主要な争点<sup>(18)</sup> である。具体的には、各国の代表者による全員一致方式（コンセンサス原理）による意思決定とこれに対する各国主権者による直接の意思表示（選挙）の機会がないままで「EU 為政者の責任」を問えるか、という論点<sup>(19)</sup> である、つまり、この点を中心として、「政治家の責任」を制度化する必要からどのような「選択」をするかが、EU にとっての大きな関心事<sup>(20)</sup> であるとも言える。結局、「選択」の余地が大きければ、「政治家の責任」の制度化、又は、「制度としての無責任」を許容するか否かも問われる、といえる。但し、この過程において、「制度としての無責任」が放置されず、「責任」が制度化される、ということが保証される訳ではない、とも言える<sup>(21)</sup>。

これに対し、その政治制度が歴史的な必然性が強く作用した結果として成立した、との立場<sup>(22)</sup> からは、その制度が「選択」されたという観点は稀薄である。古典的な例としては、ヘーゲルの「国家意思の展開」が想起されるが<sup>(23)</sup>、およそ、この様な必然性を重視すればするほど、その立場からは「選択」は重視されないようにみられる<sup>(24)</sup>。また、この系譜をたどると（逆説的ではあるが）、「歴史の終焉」<sup>(25)</sup>（自由民主主義の勝利という歴史のゴールの達成）史観や「文明の衝突」史観も右に含まれることになる<sup>(26)</sup>。なぜなら、これらの史観では、自由民主主義を中軸とする歴史の展開が語られ、かつ、かかる自由民主主義は、確かに、後にも触れ

る「マディソンの民主主義」<sup>(27)</sup>である。マディソンの民主主義は、古代アテネの様にラディカルに「政治家の責任」を追求するものではないが、「制度としての無責任」を回避することを大きな関心として、成立した（選択された）<sup>(28)</sup>。しかし、その制度を「選択」した場合と、歴史の展開の結果「受容」した場合（かくして「歴史の終焉」がもたらされた、という訳であるが）とでは、基本的な違いがある（例えば、EUの制度的創設は、「政治家の責任」をはっきりさせるべく、選挙による大統領制を選択しつつある。）<sup>(29)</sup>。つまり、そもそも単純な「受容」は、例外的にしかなく、仮にあるとしても、下記（二）に言及する様に、政治制度の選択も含め、選択肢がない、或いは、それが限定された状態では、「政治家の責任」は、問えない。この意味で、政治制度の成立を歴史的な必然性から考える右の史観は、「政治家の責任」の制度化の観点と両立しない。（ロ）右のような視点でも、ある政治制度と「責任」の関係については、民主主義を「選択」していれば、「責任」が主要な関心、目標となる、と言えるかどうか。必ずしもそうではない。先にみた通り、「責任」の意味内容は多義的で有り得るので、例えば、ドイツのナチズムの下では、「議会制民主主義は、無責任である。責任ある体制は、ナチズムである。」<sup>(30)</sup>といったように「責任」が濫用されている。逆に、「責任」の用語はあまり使われなくても、政治制度上「責任」が制度化されていれば、無責任は、発生しにくい、はずである。

この様な観点から、戦前・戦後のわが国の政治制度と責任の関係についておおざっぱにみれば、次の点に気づく。第一に、大日本帝国憲法の下では、「天皇に対する国務大臣の責任」<sup>(31)</sup>を除いて、「責任」という用語の用例は、みあたらない。もとより、国民、政治家、公務員に対しては、各種の「義務を負う」という、より強固な規範性が働いていたが、政治家（公務員）がこれらの義務に反した場合、政治的な「責任」が発生するのか否か、また、それはどのような「責任」であるのか（例えば、不信任決議を通じる追求など）について、一般的な規範性は、みられなかった。また、右に係わる解釈論も活発ではなかった<sup>(32)</sup>。ただし、「責任」は、「誰の誰に対する関係」を意味するか、あらかじめ確定している訳ではない。例えば、次の様な定義<sup>(33)</sup>が参考となる。

- (i) 「責任」は、本人と外部の者（国民、或いは支配者）との関係上、存在する。
- (ii) 行為、行動をする側とその結果に影響される側（右の、本人と外部の者）の両方がなければならぬ。
- (iii) 右でいう外部の者は、優越的な地位をもつ。

この様な広義の「責任」からみれば、大日本帝国憲法の下での責任の性質は、明らかといえよう。第二に、戦後の政治制度の下での「責任」はどうか。この点、以下三、で多少言及するが、先に述べた、その政治制度が「選択」されたものか、又は、歴史的な必然性に強く作用された

### 制度としての無責任

結果成立したのか、という原則を考えてみる（前者であれば、「責任」の制度化がより強く意識されているはずである。）。日本国憲法は、もとよりポツダム宣言の受諾後<sup>(34)</sup>、联合国司令官の支配下（Subject to）で、「その政体は……日本国民の自由に表明する意思により決定すべきもの」<sup>(35)</sup>として、成立した。外部勢力の支配下において「自由な選択」を行う、といういわば形式論理的な矛盾を現実化（松本試案等をGHQ案によって修正<sup>(36)</sup>）したものであった。確かに、この様にして「受容」した政治制度は、マディソンの民主主義（従って「責任」を強く意識した制度）であったが、先にも述べた通り、ある政治制度を「受容」した場合と「選択」した場合は、我々の関心点からみて、大きな違いを持つ。繰り返しになるが、「受容」した場合とは、政治家にとっての選択肢がなかったか、或いはそれが限定されていた場合である。従って、「責任の制度化」についても「選択」した訳ではない、との理由で「責任は阻却」され、かつ、「制度としての無責任」の存否について他人事である。だが、マディソンの民主主義の原型をいかに補足し、運用していくかが、情勢、状況の変化の下での「責任の制度化」にとって鍵となる<sup>(37)</sup>。

### 三. 制度としての無責任

（一）責任（アカウントビリティ）は、どの様な要因をもち、構成されているのか。次の様な指摘が有力である<sup>(38)</sup>。

- （i）ある行動、作為（或いは、不作為）について、関連する情報をこれらの作為等によって影響を受ける側に開示し、又、透明性をはかる。
- （ii）これらの作為等に関する正当な理由づけを行う。つまり、なぜ或る作為等が行われ、また他の作為等が行われなかったかに関し、合理的な説明ができ、かつ説明を行うこと、である。
- （iii）この様な作為等を行う手続とその結果について、監視し、評価を行う。
- （iv）以上の三点について不備（怠慢、過失）がある場合に、その作為等の実現をはかるか、又は、制裁をはかる。

重要なのは、右が一連の義務的な体系を成し、例えば、アカウントビリティを説明責任と翻案し、部分化することは、不正確である、という立場である。ところが、現行の政治制度（必ずしも、わが国だけにあてはまらない）と右の（i）から（iv）を対応させると、「責任の制度化」ははかられておらず、むしろ「制度としての無責任」が織り込まれていることに気づく。要するに、次の点である。

(i) について。政治家が一定の政策を選択するにあたって、他に選択肢はあるのかわいのか、又、その選択を行う背景、状況に関する情報は事前に開示されるか。この情報が示されなければ、云うまでもなく、国民はその妥当性と他の選択肢の可能性について、判定できない。国会レベルでみても、法案、予算案の審議（公聴会も含め）（国会法七四条他）、及び国政調査権の行使を除くと、右に言う情報（詳細は、行政文書に盛られる）は、「事後的」な開示に限定される<sup>(39)</sup>。しかも、この「事後的」な開示についても、「国の意思形成を公平かつ適正に行うことに著しい支障が生じる場合は、公開しなくてもよい」<sup>(40)</sup>とされている。要するに、いわば三重のフィルターがかかっている状態である。その一重目は、政策の選択に係わる情報については、「行政文書」に記される詳細なレベルでは、「事後的」な開示に限定される（事前の情報は、法案、予算案審議等を開示される範囲に、裁量的に限定される。）。二重目のフィルターは、いわゆる情報公開法<sup>(41)</sup>上、開示される事後的な情報は、限定される。三重目のフィルターは、二重目の「限定」の適法性、合法性については、司法府が決定するが、マディソンの民主主義の要請に基づき<sup>(42)</sup>、統治行為等に係わる判断については、司法府は、自己抑制的<sup>(43)</sup>である。かくして、政策の選択に係わる情報を得たい、という要請の観点からみる場合、責任（アカウンタビリティ）は、制度化されていない。

(ii) について。ある政策の選択、又は不選択が行われたことについて、その置かれた状況、又は政治、社会的な要請の下で合理的に説明できるか。この点を説明責任を果たす、という様に表現する場合があるが、前述の通り、これは、アカウンタビリティの一部を成すのみであり、右の(i)とも分離できない。

(iii) について。一定の政策を行う手続とその結果について、監視し、評価を行うことは、同様に(i)と分離できない。同時に、ある政策が政治家（及び支持者）間の広い合意（コンセンサス）をベースとした場合、その結果を評価し「責任」を問うことが、多くの場合<sup>(44)</sup>、難しい（下記(二)で言及。）。更に、政策の決定に係わった政治家（又は、その支持者）が、ここでいう監視や評価を行うばかりでなく、コンセンサスを形成した野党の政治家（又は、その支持者）がかかる監視や評価を行う場合も、「責任」の追求は、難しい。従って、いわゆる第三者機関の設定、機能について、個別的な事例を積み上げるだけでなく、情報開示の分野に係わる情報公開法<sup>(45)</sup>に対応して、監視、評価に係わる一般的な規範を必要としていることになる。

(iv) について。政策の執行や制裁は、(i)から(iii)までの明確化、具体化に伴って、その範囲と意義を増すが、マディソンの民主主義の補足（例えば、政治家に対する「リ・コール」制度は、實際上政治的な混乱を招くのか等）を通じて「制度としての無責任」を減らすことも、

重要な観点である。

(二)「無責任」が政治制度に織り込まれ、或いは、かかる行為が許容される理由、背景には、一定の条件、状況では「政治家の責任」は問えない（阻却される）<sup>(46)</sup>という主張が、働いている。その様な「責任の阻却」について、欧米の研究者の指摘<sup>(47)</sup>も参考にしながら、若干揚げてみると、次の通りである。

(イ)政治家にとって選択できる政策の選択肢が限定されているか、或いは、存在しない状況があり、この場合には政治家の責任を問うことは、難しいのではないか。一例として、グローバリゼーションの下で、自由化政策（規制緩和等）や競争原理の各部門への導入をはかることは、必須であり、その結果派生するマイナス効果（例えば、「格差」の増大など）について「責任」を問うことは、妥当でない、という立場<sup>(48)</sup>である。この様な場合、政策選択を行った政治家の責任は「阻却」されるだろうか。

これに対して、自由化政策や競争原理を重視する新古典派<sup>(49)</sup>は、確かに「格差や貧困などの社会問題が政治（政策選択）のせいではなく、市場（競争原理）のせいである（従って、仕方がない）という「理論性」を提供してきたかに見える。」しかし、今日、新古典派の多くの信奉者ですら、次のことを認めるようになった。即ち、『政治家は、その国の経済をどこまで市場（競争原理）に委ねるかについて、「責任」を負っている。』<sup>(50)</sup>換言すれば、グローバリゼーションの下で政治家の選択肢は限定されているので、その責任は「阻却」される、とは言えない。

(ロ)政策の選択を多くの（与党、野党の両方にわたり）政治家がコンセンサスを基礎として、行う場合、その選択は誰の責任とも云えなくなるのか。

このコンセンサス（全員、又は全会一致）を原則とする民主主義の形態は、「無責任が制度化」されている代表的な場合である。この場合は、誰の責任を問うことも困難であることに、特色がある。一見すると、政策の選択にあたって政治家（又は、その支持者）の間で、それぞれの要求を斟酌してコンセンサスが形成される訳であるから、それ自体は民主的な外観をもつ。しかし、この様なコンセンサスの形成が常態化している場合、前述（一）のアカウントビリティの要因が、働かない。つまり、政策の選択肢に係わる関連情報の開示は、重要視されず、又、他にどのような選択肢があり、それがどの様に違った結果をもたらすのかについて対置、比較されることが少ない（コンセンサスでなく、多数決原理による場合は、右の開示、対置等が行われることによって選択に係わる責任の処在が明らかとなる。）。又、誰もがコンセンサスに参加した場合、政策の結果に対し誰もが責任を問うことが困難となる。この様な事例として、次

の様な指摘<sup>(51)</sup>がみられる。

一九四五年から一九九三年にかけてのイタリアの第一共和制の時代、次の様な特徴がみられた。(i) 国民の多種多様な利害をできる限り議会に反映させるべきであるとの立場に基き、強度の比例代表制(得票率が二%以上であれば、議席を獲得)を採用した、(ii) この結果、百以上もの多くの政党が入れ代り立ち代り議席を持った、(iii) 議会は機能が困難になったのではなく、逆に第一党(キリスト教民主党)が長期的(三八年間)に政権を保った、(iv) その手法は、各政党間のコンセンサスの形成にあり、その常態化によって第一党を含む各政党の責任の所在が、不明確化した。この「無責任化」は、コンセンサスの形成(これへの不参加は、各政党の無能力化を意味する、ととらえられた)特に、対価として横行した汚職や賄賂についての「無責任」も含んだ、(v) この「無責任」を最終的に追求したのは、選挙民による不支持(キック・アウト)ではなく(コンセンサスにどの政治家も参加している以上、責任の所在を見つけられず)、検察官であった。これは、刑事的な責任の追求であり、政治制度としては、「無責任が制度化」していたことを、立証するものとなった。

この事例を過去の、又、外国の極端な例である、とすることは、できない。例えば、現在<sup>(52)</sup>、わが国の参議院では、法案の審議を各委員会に付託したり、国会決議を採択しようとする場合、議院運営委員会でのコンセンサス(全会一致)を条件(慣例)としている。この様な状況は、前述の様に、アカウントビリティが働かない(つまり、誰に「責任」があるのかははっきりしない)ことを意味している。逆に、コンセンサスが存在していたが故に、誰にも責任がないはずだ、という傾向の事例としてしばしばあげられるのは、次の例である。例えば、戦前の軍国主義と「責任の阻却」に言及し、「……いってみれば、軍も、政治も、新聞も、日本という国全体が、吹いてきた風になびいてしまったんです。……」<sup>(53)</sup>との主張があり、時代が「空気」を支配し、従って誰の責任もない、としている。右に関する「空気の支配」論<sup>(54)</sup>は、説得力を持つが、この「空気の支配」が成立しやすい背景について、文化的、心理的、宗教的な傾向があげられている。他方、「無責任の制度化」の観点からみると、コンセンサス原理は、一定の政党による実質的な専断政治を意味する。この意味では、繰り返し述べている通り、マディソンの民主主義は、本来「制度としての無責任」を内包しているが、二大政党制が成立する場合は、性質上、一党による実質的な専断政治は、成立しないので、コンセンサス原理が働く可能性や「巾」も小さくなる。

(ハ) 政治家の責任は阻却されるかについて、次に問題になるのは、官僚(公務員)との関係である。政策の選択にあたって、立案や実施の面で、官僚は、政治家の代理人と位置づけられるが<sup>(55)</sup>、政治家は、この様な代理人の行動について責任を阻却されるのか(つまり、官僚自



## 制度としての無責任

身が責任を負えばよいのか。)。そもそも政策の選択にあたっての立案や実施とは、どの範囲を指し、性質上「選択」そのものとどの様に区別されるのかが、大きく係わってくる。基本的な考え方として、しばしば指摘される<sup>(56)</sup>のは、いわゆる行政に関するプラトン主義である。これは、公益の実現を前提として、官僚は、政治家の命令の他、自らの知見、良心、法、民主主義の原則にも従わなければならない、という考え方である。これは、いわゆる「法に触れないかどうか」という側面で、官僚が自らも判定しなければならず、自らの「裁量」について責任を負う点で、「裁量モデル」<sup>(57)</sup>と呼ばれる。このモデルでは、その性質上、次の相矛盾した現象が発生する。一つは、官僚が、自らの行為（立案、実施）について責任を負おうとすればするほど、政治家の責任は軽減される（なぜなら、この場合、政治家の命令そのままに官僚の行為が行われるという訳ではない、ことも有り得るからである。）。他方、政治家の命令に対してひたすら従順である（従って官僚の知見、民主主義の要請など諸基準でチェックする観点は、希薄化する傾向が生まれる）場合、官僚の責任は、軽くなるか、或いは、解除される。国民の側からみて、まずこの2つのケースは、いずれにしても「無責任の制度化」と見える（政治家と官僚による責任の回避）。しかし、国民による政治的な責任追及（キック・アウト）の対象として制度化されているのは、政治家に対してである。このため、イギリスのサッチャー首相の様に、プラトン主義の意味するところを官僚の無責任にとらえ、右の官僚に関する「裁量モデル」を「服従モデル」へ転換させ<sup>(58)</sup>、つまりは政治家への責任の一元化（原則として、官僚の責任についても負う）がはかられた。このことは、官僚の無責任化を許容するものではなく、官僚が法を解釈し、政治家のある命令に従うべきでないなどと考えた場合、官僚は辞任することによってその責任を果たすことが期待されている（この様にして責任を履行をする官僚については、前提として官僚に関する政治的な任命の制度が付帯している。）。いずれにしても、「制度としての無責任」を軽減すべきだ、という観点に立つ場合、強度の「服従モデル」は、官僚の無責任化を、また強度の「裁量モデル」は、政治家の無責任化（或いは、責任の阻却）を帰結することに、注目することになる。この場合、政策選択の制度的、或いは長期的な観点と、国民にとってのいわば、デイ・トゥ・デイ（日常的）ベースの観点とを、区別する必要がある。前者は、経済・社会の変化、或いは福祉国家の進捗に応じ、国民の政治家に対する政策選択上の付託が増大し続けていることと関連する。この結果として、右の「服従モデル」が益々当然視される傾向にある。しかし、このことによって官僚の無責任化の傾向（例えば、年金に関する社会保険庁の事例その他）も深化してきている。つまり、一方で政策選択に関する制度的、長期的な観点について政治家の責任が一元化したとしても、国民の日常性に係わる政策の実施とその受容に関しては、官僚の無責任化が進むことは、大きな損害をもたらす（やはり官僚の

知見、良心、民主主義の原則など諸基準との照合等を欠かすことは、非現実的である。この意味で、過去によく見られる、ポピュリズム的な立場から「服従モデル」の徹底化のみを強調することは、マディソンの民主主義（例えば、官僚が形成する司法府と政治家との関係）における「制度としての無責任」を助長する役割を果たすだけである。

#### 四. おわりに

マディソンの民主主義において、前述の通り、アカウントビリティにとって重要な情報の開示だけに注目したとしても、司法府は、自己抑制的である。これは、理屈としては、政治上の無責任を意識していないからというよりも、制度の安定性（公的秩序や対外関係を損なわないという観念）から要請される、と理解されている（判例等）。つまり政治制度は「責任の制度化」だけを目的とするものでない以上、それ以外の目的との利益較量に基いて一定の範囲で「制度としての無責任」を織り込んでいる、という点が本拙論の趣旨である。他方、前述の通り、政治制度の枠外においては、責任ある個人、法人の行為（或いは、不作為）については、「責任の阻却」は、制度的（法的）に容易に認められない傾向をたどっている。このため、政治制度も、複数の目的を持ち、「責任の制度化」は、その中の一つの目的にすぎない、従って、一定の範囲で「制度としての無責任」を織り込まざるを得ない、という考え方についてはその有効性が疑わしく、少なくとも「責任の阻却事由」を明確化していく作業が一層必要になっている、とみられる。

(以上)

#### 注

- (1) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007, p.3
- (2) Alnoor Ebrahim 他, *Global Accountability*, Cambridge Univ. Press, 2007, p.17, p.98
- (3) 同上
- (4) Robert A. Dahl, *Democracy and its Critics*, Yale Univ. Press, 1989, 及び Richard Mulgan, *Holding Power to Account*, Palgrave Macmillan, 2003, 他
- (5) 上記(1) 参照
- (6) 同上
- (7) Alnoor Ebrahim 他, *Global Accountability*, Cambridge Univ. Press, 2007, p.5
- (8) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007, p.10

## 制度としての無責任

- (9) 同上
- (10) Eric H. Vieler, *The Ideological Roots of German National Socialism*, Peter Lang, 1999, p.87
- (11) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007, p.10, p.14
- (12) 同上
- (13) 同上
- (14) 橋場 弦, 『丘のうへの民主政—古代アテネの実験』, 東京大学出版会, 1997, p.51, p.59
- (15) 同上
- (16) 同上
- (17) Fritz W. Schanpf, *Governing in Europe*, Oxford Univ. Press, 1999, p.187, p.204
- (18) 同上
- (19) 同上
- (20) 同上
- (21) 上記 (1) 参照
- (22) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007, p.32, p.33
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 同上
- (26) 同上
- (27) Lani Guiner, *The Tyranny of Majority: Fundamental Fairness in Representative Democracy*, Free Press, 1994, p.3, p.6
- (28) 同上
- (29) 日本経済新聞, 2007年10月19日夕刊記事
- (30) 上記 (10) 参照
- (31) 大日本帝国憲法第55条
- (32) 佐藤丑次郎, 『英国憲法講義』, 有斐閣, 1937, p.212, p.213
- (33) Alnoor Ebrahim 他, *Global Accountability*, Cambridge Univ. Press, 2007, p.4
- (34) 保阪正康, 『昭和とは何だったのか』, 講談社, 2007, p.112, p.145
- (35) 同上
- (36) 同上
- (37) 上記 (27) 参照
- (38) 上記 (7) 参照
- (39) 「開示請求権」に関する平成6年3月の最高裁判所判決
- (40) 同上
- (41) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- (42) 上記 (27) 参照
- (43) 野中俊彦他, 『憲法Ⅱ』, 有斐閣, 1996, p.228
- (44) Mark Gilbert, *The Italian Revolution*, Westview Press, 1995, p.147
- (45) 上記 (41) 参照
- (46) 上記 (8) 参照
- (47) Leif Lewin, Alnoor Ebrahim, Edward Weisband 他
- (48) Hans-Peter Martin 他, *The Global Trap*, Zed Books, 1997, p.165, p.227

- (49) 同上
- (50) Leif Lewin 他
- (51) 同上
- (52) 日本経済新聞, 2007年10月10日朝刊記事
- (53) 文芸春秋社, 雑誌『諸君』, 2007年9月号, p.41
- (54) 山本七平, 『空気の研究』, 文春文庫, 1990
- (55) Leif Lewin, *Self-Interest and Public Interest in Western Politics*, Oxford Univ. Press, 1991, p.79, p.97
- (56) 同上
- (57) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007, p.133
- (58) 同上

### 引用文献

- (1) Leif Lewin, *Democratic Accountability*, Harvard Univ. Press, 2007
- (2) Alnoor Ebrahim 他, *Global Accountability*, Cambridge Univ. Press, 2007
- (3) Robert A. Dahl, *Democracy and its Critics*, Yale Univ. Press, 1989
- (4) Richard Mulgan, *Holding Power to Account*, Palgrave Macmillan, 2003
- (5) P.E. Tetlock 他, *Counterfactual Thought Experiments in World Politics*, Princeton Univ. Press, 1996
- (6) Eric H. Vieler, *The Ideological Roots of German National Socialism*, Peter Lang, 1997
- (7) 橋場 弦, 『丘のうへの民主政—古代アテネの実験』, 東京大学出版会, 1997
- (8) Fritz W. Schanpf, *Governing in Europe*, Oxford Univ. Press, 1999
- (9) Lani Guiner, *The Tyranny of Majority: Fundamental Fairness in Representative Democracy*, Free Press, 1994
- (10) Denis M. Smith, *Modern Italy*, Yale Univ. Press, 1997
- (11) Kaare Strom, *Minority Government and Majority Rule*, Cambridge Univ. Press, 1990
- (12) 佐藤丑次郎, 『英国憲法講義』, 有斐閣, 1937
- (13) 保阪正康, 『昭和とは何だったのか』, 講談社, 2007
- (14) Mark Gilbert, *The Italian Revolution*, Westview Press, 1995
- (15) Hans-Peter Martin 他, *The Global Trap*, Zed Books, 1997
- (16) Paul Krugman, *Pop Internationalism*, MIT Press, 1996
- (17) 山本七平, 『空気の研究』, 文春文庫, 1990
- (18) Andrew Moravcsik, *The Choice for Europe*, Cornell Univ. Press, 1998
- (19) Kenichi Ohmae, *The End of the Nation State*, Harper Collins, 1996
- (20) Axel Hadenins, *Institutions and Democratic Citizenship*, Oxford Univ. Press, 2001
- (21) Michael Slote, *Morals from Motives*, Oxford Univ. Press, 2001
- (22) Philippa Foot, *Natural Goodness*, Clarendon Press, 2001
- (23) Oliver E. Williamson, *The Mechanics of Governance*, Oxford Univ. Press, 1996
- (24) 畑村洋太郎, 『決定学の法則』, 文芸春秋社, 2007
- (25) G.O'Donnell, *Horizontal Accountability in New Democracies*, Lynne Rienner, 1999

制度としての無責任

- (26) 金子仁洋, 『官僚支配』, 講談社, 1993
- (27) A.K. Sen, *Development as Freedom*, Oxford Univ. Press, 2001
- (28) Ulrich Beck, *Risk Society*, Sage, 1992
- (29) Julia Driver, *Uneasy Virtue*, Cambridge Univ. Press, 2001
- (30) Berry Eichengreen, *Financial Crises and What to do about them*, Oxford Univ. Press, 2002